

すでに第1、2章において、イスラーム復興と呼ばれる現象はコンパクトかつ多角的にまとめられていたが、ここではその現代的な進展・深化を取り上げている。具体的には、人権と民主化を核とする現代思想、イスラーム銀行の発展、イスラーム諸国機構(OIC)の活動などである。移民やジハード主義についても詳しく触れている。

この本を通読することで、評者は、近現代におけるイスラームの動向を、もう一度じっくりと確認する機会を得ることができた。思想を軸に展開する歴史というコンセプトも斬新に感じられる。近現代史におけるスーフィズムやタリーカの動向を、具体的かつまとまった形で知ることができたのも収穫である。欲を言えば、21世紀という時代において、さらに大きな役割を果たしていくであろう NGO について、もっと書き加えて欲しかったところである。イスラームの価値観に基づいて、緊急支援、医療、教育、環境などの分野で活動する NGO の数は決して少なくはない。イスラーム復興の社会的重要性和その多様性をより具体的に考えようとするときに、貴重な材料を提供してくれるだろう。

2011年2月現在、チュニジアに始まった民衆の行動は、中東に大きなうねりをもたらしている。評者は、一方でBBCのニュースにかじりつきながら、本稿をまとめた次第であるが、遂にムバラク大統領が辞任を表明した。この大変動を理解するうえでも、イスラーム世界の近現代史についての知識は必須である。専門的な知識を、コンパクトにかつ噛み砕いた形で提供してくれる本書は有益な参考書となるだろう。

(子島 進 東洋大学)

Oroub El-Abed. 2009. *Unprotected: Palestinians in Egypt since 1948*. Washington D.C. : Institute of Palestine Studies, xxiii + 253 pp.

本書は、パレスチナ難民支援の現場に長年かかわってきた実務家兼研究者によって書かれた、エジプト在住のパレスチナ人に関する初の包括的な研究レポートである。著者のエル＝アベドは、ヨルダン政府パレスチナ関係庁や、世界銀行、国連などでイラクおよびパレスチナ難民に関わる業務に携わった後、ヨルダンのフランス中東研究所(IFPO)¹⁾で研究員を務め、現在はジュネーブの国際開発研究の大学院に在籍している。本書のもととなる調査は、著者がカイロ・アメリカン大学で講師として教鞭をとる傍らで、2001年から2003年の間に実施された。つまり本書は、移民・難民の生活を支援の現場と研究の両側面を知る立場から捉えた一冊といえる。

エジプトに住むパレスチナ人の存在は、これまで注目を浴びることが少なかった。その人数を正確にとらえた統計は存在しないが、様々な推計は2000年時点で約7万人という数字を示している(p.6)。彼らが注目されてこなかった理由は、こうした人数がパレスチナ難民の人口全体に対して占める割合が比較的小さいことに加え、エジプトがパレスチナ難民の支援機関であるUNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)の管轄地域から外れていることの影響も大きいと考えられる。ヨルダン、レバノン、シリアといった他のアラブ周辺諸国と異なり、難民の定着を恐れたエジプトは、自国内でのパレスチナ難民に対する国連の支援を要請しなかった(p.36)。その結果、難民の保護はエジプト政府およびPLO(パレスチナ解放機構)をはじめとする国内のパレスチナ関係の諸組

1) シリアのダマスカスとアレppo、レバノンのベイルート、ヨルダンのアンマーンに施設を構えるフランスの研究所で、正式名称は *Institute francais du Proche-Orient*.

織に委ねられ、国際的なレベルでの関心の対象とはならなかった。

そうした中で、数少ない先行研究の例を挙げるなら、エル＝アベドも引用しているローリー・ブランドやサーリー・ハナフィーによる著作が、まずは重要といえるだろう。前者のブランドはサザン・カリフォルニア大学国際学部の教授で、中東・北アフリカ地域における人の移動と国家との関係について研究を続けている。その中で著書『アラブ世界のパレスチナ人』[Brand 1988]は、エジプト国内でのパレスチナ人による学生組織や労働組合などの組織形成と自立への努力を描いたものである。後者のハナフィーは現在バイルート・アメリカン大学の准教授で、2000年代前半にはパレスチナ自治区ラマッラーの研究機関シャムル(Shaml)²⁾の代表を務めた。彼は社会学者として、パレスチナ人の越境移動と、彼らが築く社会的ネットワーク、アイデンティティの関係などについて研究をおこなってきた。エジプトのパレスチナ人に関する著作は、シャムル時代の共著である[Hanafi 1996]。

またエル＝アベドが取り上げていない著作を挙げるなら、エジプトに内容を特化したものではないが比較上の参照となるものとして、ヘレナ・L・シュルツ、およびドンナ・アーツの著作が挙げられる。これらは1990年代以降の中東和平交渉の開始を受けて執筆されており、各地における難民問題の現状分析と提言を備え、エジプトにおけるパレスチナ難民の問題の帰趨にも一部で言及したものである興味深い[Shultz 2003; Artz 1997]。

エル＝アベドの著作はこうした先行研究と比べても、エジプトのパレスチナ人社会を特化して扱い、多様な側面を網羅したという点で画期的である。研究手法の柱としては、カイロを中心とした複数の行政区でパレスチナ人に対する聞き取り調査を実施しており、本文中で多く引用されるインタビュー記録が論述の内容を豊かに肉付けしている。評者自身も同様の調査手法によりヨルダンとパレスチナ自治区で調査を行った経験から実感することだが、長期化した紛争構図の中で移動を強いられた人々のおかれた社会的・法的立場は、想像をはるかに超えて複雑なものである。これらが的確に分析され、政情や歴史的文脈に位置付けて整理されているところに本書の魅力はある。

しかし、当初はこうした聞き取り調査のみを構成要素に予定されていたエル＝アベドの研究は、予期せぬ事情により変更を迫られることとなる。聞き取り調査はカナダの国際開発研究センター(IDRC)³⁾の助成のもとづき、カイロ・アメリカン大学の「強制移民・難民研究(FMRS)プログラム」⁴⁾の後援で開始された。エジプト政府からは必要な許可が取得され、15行政区で約300世帯を対象に約7か月の期間で実施される予定だった。しかし実際には、わずか2カ月半を終えた時点で、調査は突如中断を迫られることになったのである。エジプト政府が通達したのは「治安上の理由」だった。その結果、聞き取り調査はカイロ、カリュービーヤ、シャルキーヤを中心とした一部の地域のみで実施され、わずか80世帯を対象とした事例を得て幕を閉じることになった。富裕層や中産階級は対象に含まれず、サンプル数の少なさから質的調査としてもその代表性は乏しいものになってしまった、とエル＝アベドは序章で述べている(pp. 6-9)⁵⁾。

2) Palestinian Diaspora and Refugee Center (パレスチナ・ディアスポラ・難民センター)が正式名称。略称のシャムル(Shaml)はアラビア語名称。

3) IDRC=The International Development Research Center は、カナダ議会により設立され、世界各地の途上国社会へのエンパワメントを行なう機関で、レバノンでは最大規模のパレスチナ難民に対する奨学金供与なども行なっている。

4) 正式名称は The Forced Migration and Refugee Studies Program at the American University in Cairo.

5) 調査を終えた後、エル＝アベドはカイロ・アメリカン大学との契約を満了するまで滞在を許されたが、再入国の許可は下りなかった。

これを補うため、本書はエジプト在住のパレスチナ人について、歴史的文脈や国際法上の地位など、伏線となる要素を取り上げ、文献資料に基づく分析記述を多く含めることになった。章構成としては、方法論と目的を述べた導入部に続き、第一章ではパレスチナ人がエジプトに到着するまでの経緯を扱い、第二章でエジプト内政におけるパレスチナ人の政治的位置付けを政権ごとに整理している。第三章では主な居住地と居住パターン、国籍取得について述べ、第四章で滞在許可と雇用状況を扱い、第五章で教育・保険・財産権などの経済的権利についてまとめている。第六章ではエジプト政府とPLOの関係について述べられ、第七章では国際法上のパレスチナ人の保護規定が取り上げられ、最終章ではこうした状況に置かれたパレスチナ人が抱くアイデンティティについて論じて締めくくられている。以下では各章の内容について、特に興味深い点を取りあげ紹介していきたい。

第一章ではまず、ガザ地区を中心とするパレスチナとエジプトとの間で19世紀後半頃より存在した、労働者を中心とした人の移動が指摘される(pp.11-13)。カイロ市内で有名なハーン・ハリリー市場は、英国委任統治期にヘブロン(アラビア語名はハリール)から移住したパレスチナ商人にその名が由来するという(p.29, fn)。彼らの一部はエジプトの市民権を獲得し、土地など不動産を購入した。こうした経緯は同じく移動による交流があったヨルダンでも類似の状況が見られ、比較対象として意義深い[錦田2010]。

1948年戦争(第一次中東戦争)が始まると、ガザ地区のみならずヤーファを中心としたパレスチナの沿岸都市からも多くの難民がエジプトにも押し寄せた。彼らの大半はアレキサンドリアやカイロに向かい、ホテルやアパート、親戚宅などに居場所を求めたという。著名な歴史家で教育者でもあるハリール・サカキーニーの娘であるハーラは、当時のヘリオポリスが「パレスチナの植民地(colony)となり、一軒おきにパレスチナ人の家族が住んでいるような状況になった」と日記に書き残している(p.14)。

エジプト政府はアッパースィーヤやカンタラ・シャルク、アザリタなどに難民受け入れの臨時キャンプを設置したが、これらは早い段階で閉鎖されることとなった(p.37)。経済的な保証人がいないパレスチナ人はガザ地区へ送り返され、1万1千〜3千人ほどいたとされる難民は、1950年の時点で2〜3千人程度にまで減少したとされる(pp.17-19)。その一方で、経済的目的の往来は促進された。1952年の自由将校団による革命後は、ガザ地区に自由貿易圏が設けられ、活発な往来がなされた(p.20)。またナーセル期にはアラブ民族主義の旗印の下、パレスチナ人に対して就労や教育の機会が開かれたため、ガザ地区などから来てエジプトの大学に入学する学生が増えた。就労制限も緩和され、商売の開業許可は取りやすくなった。公教育は小学校から大学生の一部に至るまで、エジプト人と同様に無償とされた。第二章で詳述されるように、ナーセル期は国内のパレスチナ人にとって「黄金期」だったといえよう(pp.40-45)。

パレスチナ人は庇護されるだけでなく、自ら抵抗勢力として活動もした。第一章で紹介され、後の各章でもたびたび言及されるのは、こうした部隊の存在である。ガザ地区でエジプト軍諜報部のパレスチナ部隊長官を務めたムスタファー・ハーフィズは、パレスチナ人を中核とするコマンドーを結成し、部隊はエジプト軍の第141大隊に編入され、「ムスタファー・ハーフィズ旅団」と呼ばれた(p.21)。またPLOの正規軍としてパレスチナ解放軍が組織され、1967年戦争(第三次中東戦争)ではエジプトの指揮下で戦った(pp.22-23)。イスラエル軍は戦争中、彼らを捜索・拘束し、他の約1万3千人の民間人とともにエジプトへ追放した(pp.25-28)。

第二章ではこうした流れを受け、エジプト政府の政策が国内のパレスチナ・コミュニティに与え

た影響について述べられている。革命前の王制期には、エジプト政府の「移民・旅券・国籍局」が発行する滞在許可証に、難民としての地位が明記された (p. 36)。1948 年にはハーッジ・アミン・フサイニーが中心となり「全パレスチナ政府」が設立されたが、戦争が終わってガザ地区がエジプトの管轄下に入ると、その拠点はカイロに移された。「全パレスチナ政府」は創設期の PLO と同様、エジプト政府の強い影響下に置かれることとなり、エジプトとガザ地区のパレスチナ人に、パスポート代わりの渡航許可証を発行する組織に矮小化されてしまった (pp. 36-38)。

自由将校団の革命後も、パレスチナ人の滞在に関する厳しい制限はしばらく維持されたが、1955 年に方針は一変することとなる。ガザ市の鉄道駅近くのビル・アル＝サファーに駐屯していたエジプト兵 39 名がイスラエル軍の攻撃で死亡する事件が起きたのである (p. 21)。これ以降、エジプト政府はパレスチナ・ゲリラによる越境攻撃を支援し、エジプト国内で多くの権利を認める方向に変わった。

しかし「黄金時代」は長くは続かなかった。キャンプ・デーヴィッド合意に続き、1979 年にサードアト政権はイスラエルと平和条約を交わし、「アラブの大義」の旗が下ろされる中で「恩知らず」のパレスチナ人への反発は強まっていった (pp. 45-46)。決定的な打撃となったのは、1978 年のエジプト文化大臣ユースフ・スィバーイーの暗殺である。主犯のアブー・ニダール派は当時すでにファタハと PLO に追放されていたにもかかわらず、キプロス島での犯行の責任はパレスチナ人コミュニティ全体に帰せられることとなった (p. 46)。

こうした第二章の記述は、「全パレスチナ政府」や 1955 年のイスラエル軍とエジプト軍の衝突、スィバーイーの暗殺など、エジプト在住のパレスチナ人の処遇に影響を与えたエジプト周辺地域の重要事件に光を当てるもので興味深い。それに対してフスニー・ムバーラク政権期以降に関する本章の解説は、いささか新味に欠けるものではある。1982 年のイスラエル軍によるレバノン侵攻および第一次・第二次インティファダ (民衆蜂起) を受けてパレスチナ支持が盛り上がったことや、1991 年の湾岸戦争でサッダーム・フサイン大統領によるリンケージを受け容れたことで、パレスチナへの支援が干上がったことは既によく知られている。逆に見れば、この時期以降は、エジプト周辺のローカルな地域情勢に限られない、こうした大きな文脈での動態が、エジプト国内においても大きく作用したと言えるのかもしれない。

第三章では、エジプト国内でのパレスチナ人の居住パターンと、それに関連した社会的ネットワークの構築について述べられている。UNRWA が支援を継続しているヨルダンやレバノンなどの周辺アラブ諸国とは異なり、エジプトではパレスチナ難民を収容するための臨時キャンプは早い時期に閉鎖された。キャンプの住民はガザ地区へ移送されたり、地方で集住村を形成したりしたほかは、都市部の各地にばらばらに散住している。だが難民キャンプの存在は、パレスチナ人にとって「ある意味でのアイデンティティの焦点」を提供するとエル＝アベドは述べる (p. 64)。それは離散したコミュニティにとって「ホームベース」の役割を果たし、社会的ネットワークの紐帯を強める重要な要素なのだという。そうした場所を欠くエジプトのパレスチナ人は、どのような適応戦略をとっているのか。

聞き取り調査の結果をもとに、彼女が持ち出しているのは、社会資本という考え方である。親族、職場、近隣住民などとの間で構築されるネットワークは、ベン・ボラースにより「F コネクション」(families, friends, and firms) と呼ばれ [cited in Coleman 1990: 304]、相互の支えあいの紐帯となる (p. 66)。具体的には、大学の進学費用や職探しなどの場面で活躍することが多いが、こうした事情は、評者自身が調査を行ったヨルダンやレバノンでも共通する傾向である。

本章が興味深いのは、こうしたネットワーク構築の手段としてパレスチナ人同士の婚姻について述べる際に、国籍取得の手段としてのエジプト人との結婚も並列に採り上げている点である。第二章の最後で既に言及されているように、エジプトでは2004年に国籍法が改正され、エジプト人女性は男性と同様に、子どもにエジプト国籍を与えられるようになった。その結果、パレスチナ人男性にとってエジプト女性と結婚する魅力は増し、相手の選択には世代の差が反映されるようになったとエル＝アベドは指摘する。その理由は、古い世代は故郷への郷愁が強いが、若い世代はエジプトで育ったこともあり、諸外国とのつながりが彼らの不安定な法的地位の中で有効に作用することを強く実感しているからだという(p.70)。これは国籍がほぼ全員に認められているヨルダンや、逆に取得要件がますます厳しくなっているレバノンでは見られない傾向である。

第四章では滞在許可の取得方法と種類、旅券の取得と、就業状態について述べられている。パレスチナ人への滞在許可の発行機関は、入国した時期により大きく二つに分けられる。1967年以前にエジプトに来た場合は「移民・旅券・国籍局」が、それ以降はガザからカイロに移転してきたAOGG(Administration Office of the Governor of Gaza)が各々許可を発行する(p.79)。有効期間は3年から5年で、申請には合法な就労の証明書か、エジプト人配偶者の存在、もしくは2万ヨルダン・ポンド以上の貯蓄証明が必要となる。だが就労規制のために不法就労が多いパレスチナ人にとって、これらはいずれも困難な条件であり、副業によって就労証明を得たり、不法滞在で罰金のみを支払い続けるなどして国外退去を逃れる例も多いという(pp.82-84)。

彼らにとってのパスポートにあたる一時旅券には、エジプト在住のパレスチナ人用と、ガザ地区出身のパレスチナ人に発行されるものがあり、有効期間は一律5年である。後者は特に湾岸諸国などへ出稼ぎに出たパレスチナ人が取得しており、在外公館(エジプト大使館)で更新できる。ただしそれは、保持者にエジプトでの在住を認めたものではない。そのため1991年の湾岸戦争や、1995年にカダフィーによる無人地帯への強制移動の際、ガザ地区から来たパレスチナ人は、クウェートやリビアから国外追放を受けながらも行き先が決まらず、国境で立ち往生することになった(pp.84-86)。

雇用および経済状態について、評者には意外であったが、パレスチナ人はエジプト社会では裕福であるとのイメージが強いという。だが実際には、4分の3以上のパレスチナ人は厳しい経済状態に置かれていることが、ハナフィーの研究やアフラーム紙の記事で明らかにされている(pp.90-91)。特にサーダート政権以降、就労規制は強化された。彼らの多くは、政情の影響を受けにくい運送業や、農業での季節労働に就いているという。

第五章ではエジプト国内でパレスチナ人が得ている教育、保健、および財産権について述べられている。教育に関して、彼らは1948年戦争後しばらくの間、エジプト人と同様に無料で公教育を受けることができたが、サーダート政権で大臣決定により制限が設けられた。特徴的なのは、PLOおよびAOGGの職員の子どもに対しては、無料の教育の機会が与えられ続けたことである。これは1979年のエジプト・イスラエル平和条約締結以後も変化がないという(p.106)。だがそれ以外の学生にとって、特に大学の授業料は重くのしかかり、正規登録できないため学位の取得が困難な状態が続いている。

医療・保健は、パレスチナ人への社会保障の中で最も条件の恵まれた分野だという。赤新月社が運営するパレスチナ病院や、モスクに付属する診療所など様々な医療機関が存在するうえ、公立病院でも診察は非常に低額で受けることができるからだ。問題となるのはむしろ病院までの距離や、慢性疾患の薬不足だという。

財産権については、1963年のナーセル期の法がパレスチナ人を他の外国人と区別し、特別に土地所有を認めてきた。しかし1985年に入り、土地法第104条が設けられてからは、その権利は失われた。大規模な事業のための不動産所有は、エジプト人と共同事業にすることでその後また認められている。その他の貯蓄や資金運用のあり方として、評者の目を引いたのは、親族や近隣住民の間で形成される頼母子講の存在と、花嫁の嫁入り道具として持参される金の装飾品の有効性である。こちらはエジプトのみならず、ヨルダンやパレスチナ自治区でも定着した慣習といえる。

第六章はエジプト政府とPLOの関係を扱うが、内容的にはPLO傘下の諸組織の形成・機能の説明が大半を占める。こちらは前述のブランドが専門に扱ってきた内容であり、本書でも彼女の論考への言及が多い。労働組合、女性団体、赤新月社などの活動の詳細については本文に譲るとして、全体の流れを見るとエジプトは1970年代まで一貫して外交的にはPLOを支持する姿勢をとり続けてきたという。転機となるのはキャンプ・デーヴィッドよりも少し早い1975年で、シナイ半島からの撤退合意によって既にアラブ・イスラエル紛争から手を引く態度を明らかに始めていた(p.129)。エジプト国内におけるPLOの役割自体もそれによって縮小し、かつての勢いを取り戻すことはなかった。PLOの幹部はエジプト育ちではなく大半が外部から来ており、特に1967年戦争後に移動してきたパターンが多いという(pp.140-141)。

また本章の最後では、1994年のパレスチナ自治政府創設を受けて、エジプトからガザ地区や西岸地区などへ移動した事例が挙げられており、興味深い。エジプトのパレスチナ大使館は、自治政府で働くためガザ地区への移動を希望する者に申請書を提出させた。移動を認められた者には、パレスチナIDと自治政府の一時旅券が発行された。その人数はおよそ4万5千人に上ったとも指摘され、カイロ郊外のダールッサラムなどではエル＝アベドの調査中、パレスチナ人が出て行った後の空き家が目立ったという(pp.143-144)。だが待望の帰還は想像以上に困難なものであった。占領下の経済破綻や、異なる生活習慣などに適応できず、再びエジプトへの帰国を望む者も少なくなかった。とはいえ一度パレスチナ旅券を受け取った者への代償は大きく、彼らは既にエジプトにとって外国人とみなされていた。そのため「帰国」はしてもエジプトでの学費は外国人料金となり、滞在許可は毎年更新せねばならなくなった(pp.146-149)。

第七章ではエジプト在住のパレスチナ人に関連する国際的な取り組みと法規について取り上げられている。1948年戦争の開戦を受けて、フォルケ・ベルナドッテ伯爵らがパレスチナ難民の権利保護の重要性を指摘したこと、しかしUNCCPなどは最終的に帰還ではなく再定住を推し進める方向で動いたこと、イスラエルは象徴的・限定的な帰還の提案をしたが受け入れられなかったことなどが前半で述べられている(pp.155-160)。後半では法規や決議の役割について整理されている。難民・無国籍者の権利を保護する機関としては、UNRWAの他にUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が存在するが、その活動の根拠法となる1951年の難民条約をエジプトは大きな留保をつけて批准している。そのためエジプト政府は、国内のUNHCR登録難民に対しても保護を行なう義務を負わず、UNHCRの支援は実質的に機能しないようになっている(p.164)。アラブ連盟は、1965年の有名なカサブランカ協定をはじめ、パレスチナ人の権利保護を受け入れアラブ諸国に呼びかける多くの決定を出している。だが実際にはそれらは機能しておらず、湾岸戦争後に出された決議第5093号は、その実行に公式に留保を認める内容だったと指摘されている(pp.167-169)。

最終章は、エジプト在住のパレスチナ人のアイデンティティと将来の見通しについて述べた章である。そこではまず、彼らのホスト国への同化を促す要因として、エジプトとパレスチナの文化的な近さ、政治的不安定、世代交代が挙げられている。またエジプトの公教育では、特にナーセル期

以降はパレスチナやアラブに関する内容が少なくなっており、親が意識的に子どもに教えない限り、パレスチナの歴史に関する情報や、パレスチナ人としての意識は育ちにくいという。これはUNRWA経営の学校が存在しないエジプトに特徴的な点といえるだろう。そうしたなかでエジプト人との婚姻は、パレスチナ人の同化を促す強力な要因として、今後も作用するとエル＝アベドは予測する。本書で何度も採り上げられている2004年のエジプト国籍法の改訂が、エジプト人女性の子孫にも国籍の取得を認めたことが、この傾向をさらに加速させるという。その結果、「エジプトの『パレスチナ問題』はおそらく『自然と解決』するだろう」(p.184)とさえ彼女は述べる。だがこうした解決は正しいのか。否、「こうした状況はパレスチナ人にとって苦痛に満ちたものである」(p.184)とエル＝アベドは強調する。帰還を求めるパレスチナ人は、たしかに市民権は欲しくないかもしれない。だが彼らには権利が認められる必要があり、基本的な権利の附与は、かえってパレスチナ・アイデンティティを維持する余裕を与える。将来的な負担を減らし、アラブ社会での体面を保つ上でも、これはエジプト政府にとって望ましいではないか、とまとめて、彼女は筆を置くのである。

以上、各章の内容に就いてやや丁寧にまとめたが、これはエジプト在住のパレスチナ人の歴史と現在について、共有されている情報があまりに少ないと考えたためである。乏しい資料と聞き取り調査による一次資料をもとにまとめられた著作として、本書は高く評価できる。また本書は、評者自身が調査を行なっているレバノンやヨルダンといった他のパレスチナ難民受け入れ国における事例との比較が可能な、具体的材料を豊富に提示するものでもある。就労状況や財産貯蓄の方法などは、パレスチナ以外の地域での移民・難民研究にとっても参照点となるだろう。地域史的には、ガザ地区とエジプトのパレスチナ人の間で構築・維持されてきた密接な関係が、国境線で区切られた国家を超える地域的な枠組みを示唆している。この他にも、国際法上の難民の地位や、国内的立場の具体的な事例と政策状況を合わせた分析など、さまざまな視点が採り入れられており興味深い。

だが敢えて苦言を呈するならば、本書の構成は、これら全ての要素を含みこむ形がとられているため、全体としてやや総花的な感が否めない。これは当初予定されていた聞き取り調査の中断が影響した結果と思われる。章構成としては、各々のトピックごとに歴史を振り返る構成となっているため、内容的にやや反復が多い。聞き取り調査以外で引用されている二次文献は著名なものばかりで、資料面での新しさはあまりない。

また実務に基づく視点が基礎となっているためか、各章の記述はやや詳細に過ぎる感もある。評者自身は、パレスチナ人の移動規制の法的側面や個別の事例に強い関心をもっているため、本書の記述は非常に興味深く読めたが、そうでない読者にとってはやや退屈であるかもしれない。逆に最終章の「1948年と1967年」の移動年の違いによるパレスチナ・コミュニティの分裂などについては、印象的な指摘であるだけに、事例を引用しながら丁寧に記述して欲しかった、といった不満もある。

エル＝アベドが何度も取り上げている、2004年の国籍法改訂の話は、国籍に関する比較法研究の立場からも興味深いものであろう。ただこちらは評者の自身の研究に対する自戒も含めてだが、エジプトの法体系が簡略にでも説明されていないために、国内法上でどのような位置づけがされているのか理解しにくい。

いずれにせよ、これまでとりあげられることの少なかった題材をテーマに、一冊の研究書がまとめられたことの意義は大きい。パレスチナ難民の問題は対イスラエル関係のみならず、アラブ諸国にとっても対処の難しい懸案である。そうした政治的にセンシティブな性格の課題に取り組むことの困難と意義については、評者も共感するものである。実際、エル＝アベドがこれまで著してきた

論文の内容と、評者自身の問題関心には驚くほど共通する項目が多い。ヨルダン在住のガザ難民や、イラク難民もそのひとつである。故郷を追われてホスト国の客人となった難民というマイノリティのなかで、法的に更にマイナーな立場の人々へ関心を寄せていくという視座がそこには存在する。移民・難民は常に、将来的な帰還と、現在の権利保護という二元性の上に立たされている。それらをゼロサムの捉えるのではなく、また彼らを援助の単なる客体とみなすのではなく、より柔軟な解釈と実践により必要性を満たしていくことが望まれるだろう。

参考文献

- 錦田愛子 2010 『ディアスポラのパレスチナ人——故郷^{ワタン}とナショナル・アイデンティティ』 有信堂。
 Arzt, Donna. 1997. *Refugees into Citizens: Palestinians and the End of the Arab-Israeli Conflict*. New York: A Council on Foreign Relations Book.
 Brand, Laurie. 1988. *Palestinians in the Arab World: Institution Building and the Search for a State*. New York: Columbia University Press.
 Coleman, James S. 1990. *Foundations of Social Theory*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
 Hanafi, Sari, and Olivier Saint-Martin. 1996. “Border Stories: Palestinians in Northern Sinai,” in Sari Hanafi, Olivier Saint-Martin and Abdel Qader Yassin (eds.), *The Palestinians in Egypt and Northern Sinai*, Ramallah: Palestinian Diaspora and Refugee Center-Shaml, pp. 1–18.
 Schulz, Helena Lindholm. 2003. *The Palestinian Diaspora: Formation of Identities and Politics of Homeland*, London: Routledge.

(錦田 愛子 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

Kenneth M. George. 2010. *Picturing Islam: Arts and Ethics in a Muslim Lifeworld*. hichester: Wiley-Blackwell, 164 pp.

本書はインドネシアの画家、アブドゥル・ジャリル・ピロウス (Abdul Djalil Pirous, 1933–) の語り (narrative) と作品に注目し、国内外の美術界、美術市場、インドネシア社会、ムスリムコミュニティといったさまざまな文化のせめぎあいの中で、彼の「生活世界」が形成されていく過程を描いたものである。

著者ケネス・ジョージ (ウィスコンシン大学マディソン校人類学教授) は、インドネシアのムスリムコミュニティに対する研究を行ってきた人物である。彼の1作目の著書は、スラウェシ島南部における首狩りの儀式的文化ポリティックスに関するものであった [George 1996]。

本書は著者の2作目の著書であり、1994年から2002年までの調査をもとに編まれたものである。本書は当初、ピロウスとの交流を通じインドネシアの近現代美術に関心を持った著者が、美術作品と宗教の関係を明らかにすることを目指して構想された。著者はまた、本書を授業の素材として用いようと考え、「生活世界」を民族誌的に詳細に考察し、大きな絵 (big picture) を見つけたこと、人類学、美術史学、美術と宗教をめぐる文化ポリティックスに関心を持つ研究者が議論の糸口を見つけること [George 2010: 9] を執筆の目的とするようになった。したがって本書は、インドネシアのムスリムの生活、インドネシアの近現代美術に関心を持つ者だけでなく、人類学と美術史学全般に関心を持つ者にとって有益な書であるといえる。